

平成27年9月18日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古	沢	清	志	委員	3番	佐	藤	耕	治	委員
4番	渡	邊	賢	一	委員	5番	伊	藤	正	彦	委員
6番	遠	藤	智	与子	委員	7番	太	田	芳	彦	委員
8番	石	山		忠	委員	9番	阿	部		清	委員
10番	沖	津	一	博	委員	12番	工	藤	吉	雄	委員
13番	柏	倉	信	一	委員	14番	木	村	寿	太郎	委員
15番	内	藤		明	委員	16番	杉	沼	孝	司	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	辻登代子	監査委員
安孫子和広	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成27年9月18日(金) 予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 認第1号 平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
" 2 認第2号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 3 認第3号 平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 4 認第4号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 5 認第5号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 6 認第6号 平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 7 認第7号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 8 認第8号 平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について  
" 9 認第9号 平成26年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について  
" 10 認第10号 平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
" 11 議第53号 平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
" 12 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 13 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 議案上程

再開 午前9時55分

- 阿部 清委員長 おはようございます。  
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 阿部 清委員長 日程第1、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

## 分科会審査の経過並びに結果報告

○阿部 清委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

○阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。太田総務産業分科会委員長。

〔太田芳彦総務産業分科会委員長 登壇〕

○太田芳彦総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月9日、10日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで、歳出第11款、歳出第12款及び歳出第13款並びに認第2号から認第4号まで、認第9号及び議第53号であります。

審査の都合上、認第1号については認第1号中歳出第3款の一部の審査終了後に歳出第9款の審査を行い、次に歳出第5款、次に歳出第7款の審査を行い、その後歳出第6款、次に歳出第8款、次に歳出第11款の順で審査を行うこととし、また議第53号については議第4号の審査終了後に審査を行い、その後議第9号の審査に入ることを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成26年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳入全部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消費税が5%から8%になって、地方消費税交付金が20.8%の増となっているようだが、その理由などを教えていただきたい」との問いがあり、当局より「地方消費税交付金

の地方への交付額については、消費税額の8%中1.7%となり、交付率が上がっていることによるものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者の監査ということで、平成26年度は6カ所やっていたらっしゃるが、指定管理者は6カ所以上あると思うが、そのサイクルはどのようにしているのか」との問いがあり、当局より「おおむね3年に1回の割合で実施しております」との答弁がありました。

委員より「工事監査を18カ所監査されたということですが、その18カ所という抜粋の仕方はどのように選定しているのか」との問いがあり、当局より「各課で工事を施工している請負金額等で選定しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防団活動推進事業の中に報酬があるが、今団員が何名で、1人当たり報酬額をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「団員数は824名です。報酬については年額で団長が12万6,100円、副団長が10万円、分団長が7万5,600円。副分団長が5万2,200円、部長が4万5,100円、部長代理が3万1,000円、班長が2

万3,900円、団員が1万6,800円となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出5款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市勤労者生活安定資金で3,500万円というのは何名ぐらいを想定し、また今金利はどのくらいなのか教えていただきたい」との問いがあり、当局より「勤労者向けに低利の融資制度を設けており、預託金として市勤労者生活安定資金預託金3,500万円を預託しているところですが、預託金をそのままお貸しするのではなく、東北労働金庫と制度をつくり、2倍協調ということで3,500万円の2倍の7,000万円の枠の中で融資制度を回しております。平成26年度の利用件数ですが、新規に26年度中に融資を受けたのは11件、1,330万円で年度末の利用状況としては69件で4,340万2,000円となっております。また、金利等につきましては、この時点では2.6%で貸し付けを行ってございました」との答弁がありました。

委員より、「雇用対策事業の180万円の委託料というのは、高校生のインターンシップかなと思いますが、これは何年くらいやっていて効果はどうだったかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「高校2年生を対象にしたインターンシップが主なものですが、平成15年ころから始めた事業となります。また、効果については、高校2年生は平成26年度44社に85人が就業体験を行い、就職活動に大いに役立っているものと思っており、高校1年生はその段階に応じた研修による就職に対する意識の醸成、高校3年生や就職した方については職場定着という意味で効果があるものと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもつ

て原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市産業立地促進資金貸付金というのは、工業団地の企業への貸し付けと思うのですが、どこが利用しているのか」との問いがあり、当局より「工業団地に立地した企業に対する融資制度として県と金融機関と手を組んで行っている事業でありまして、現在工業団地で操業している10社が利用しているところで」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中山間地支払についてお聞きしたい。各地区への補助金を教えてもらいたい」との問いがあり、当局より「6地区に中山間地地域等直接支払交付金をお支払いしており、平成26年度分については谷沢集落が96万5,000円、上谷沢26万円、上野33万円、田代638万4,000円、幸生764万5,000円、熊野石田12万3,000円で合計しまして1,570万円をお支払いしています」との答弁がありました。

委員より「都市と農山村交流促進事業に20万円計上になっていますが、予算の中身と成果について教えてください」との問いがあり、当局より「都市と農山村交流促進事業協議会の方に負担金を支出しているわけですが、協議会では早稲田大学や東京農業大学生との交流事業に活用しております。成果としては、早稲田大学については、田代地区の方と交流を深めながら寒河江市の将来に向けての提言や地域の活性化に伴う提言などいろいろな形で行っていただいております。また、東京農大につきましては、石持地区のさくらんぼ農家との農業実習も兼ねて

おり、さくらんぼのもぎ取り作業等に從事しながら交流を深めているところですよ」との答弁がありました。

委員より「農産物ブランド化推進事業ということで970万円計上なっていますが、大半がさくらんぼ、つや姫等が主体での予算執行と思うが、ほかの作物についてはどういうのを推進事業としてされたのか」との問いがあり、当局より「園芸農業活性化というのも一つの目的に入っており、枝豆ですとか野菜関係の作業機械、また谷沢梅などの伝統野菜等の普及にもこの事業の中で取り組んでいます」との答弁がありました。

委員より「葉山高原牧場管理事業で平成25年で終わっていると思うのですが、終わった後も184万9,841円支出しているわけですが、またことしもこれくらいの金額がかかるのかと、将来的にどうしていくのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「葉山高原牧場については、国から借用しているところも含まれており、適正な維持管理が求められています。国から借用している間は、維持管理に伴う機械のメンテナンス等について費用がかかるもので、また国に返還するときには原状復帰することになりますので、管理用道路、建物、牛に水をやるための管等を全て撤去し、加えて造林をしなければならず、かなりの経費がかかってしまうため、現在次の有効利用に向けて検討しているところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「交通安全施設整備事業で側溝のふた購入ですが、年間何枚ぐらい購入して何カ所ぐらい補修があるのか教えていただきたい」との問いがあり、当局より「実施町会が14町会、

支給枚数が744枚となっており、延長としては372メートルになっています」との答弁がありました。

委員より「街路事業の中で山西米沢線整備事業が現在進行しておりますが、工事の進捗状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「2工区に分けて行っているわけですが、完成を目指しているのは29年度です。現在、第1工区天童大江線からうろこやさんのところまで事業を進めておまして、第2工区につきましても測量設計が終わりまして一部用地取得交渉に入るといふ計画でやっているとあります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「浄化槽整備もことしで4年目になりますが、これまでの浄化槽の設置数を教えてください」との問いがあり、当局より「平成24年度が寄附1基を合わせて42基、25年が寄附2基を合わせて58基、26年が寄附2基を合わせて

51基となっており、本年度は今のところ40基弱ということで進んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「簡易水道のこの2年間の経過と今後の見通しについて」との問いがあり、当局より「加入者については、現在22世帯が加入しています。当初は19世帯でしたので微増という状態です。今後の見通しについては、急な加入の促進は難しいかなと思っておりますが、加入促進の取り組みは行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「配水利用はふえているが有収水量は下がっているような増減になっており、これは老朽管の問題と思われるが、大体どの辺の箇所で欠陥が出ているのかわからないものですか」との問いがあり、当局より「今老朽化が進んでいる管は、本市で一番大規模に拡張したときの第2次拡張期に整備した管が老朽化しており、数も多く年数もたっていることから、急激に漏水がふえる時期なのかなと予想しているところです。漏水に関しましては専門の業者さんに委託して、1,000万円弱程度をかけて毎年調査しております。また、地域ごとにお金になっている水量と配水量の差を見ながら地域を特定し、なるべく効率のいい漏水現場の発見に努め、有収率を回復するように取り組んでまいりたい

と思っております」との答弁がありました。

委員より「家庭での漏水で冬場は点検がないのである程度まとまった請求が来た場合に大きな金額になるが、その救済はないのか」との問いがあり、当局より「基本的には給水管の所有者の責任になるわけですが、実際は使用していない部分があるわけですので、状況によりいろいろな場合がありますが、減免するようにしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

済みません。先ほど、最初のほうで議第4号、議第9号と申しあげましたが、それぞれ認第4号、認第9号の誤りでした。訂正させていただきます。以上で終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。遠藤厚生文教分科会委員長。

〔遠藤智与子厚生文教分科会委員長 登壇〕

○遠藤智与子厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月9日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号であります。

初めに、認第1号平成26年度寒河江市一般会

計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「補装具費の支給とあるが、どんなものがあるのか」との問いがあり、当局より「品目として、車椅子や補聴器などが多く出ています」との答弁がありました。

委員より「民生・児童委員活動費は補助金のほかに自治体の判断で増額はあるのか」との問いがあり、当局より「活動補助金については1人年額8万5,100円ですが、内訳は県が5万8,200円、市が残りの2万6,900円です」との答弁がありました。

委員より「福祉バス運行費について、バス3台ということだが、目的外に使われているのはどの程度か」との問いがあり、当局より「目的に沿ったものについて運行していると理解しています。3台の内訳は、福祉バス、リフトつきバス及びリフトつきワゴン車で、そのうち福祉バスの利用状況は延べ164件の利用のうち団体研修などが71件、そのほか、高齢者の生きがい活動通所事業やリハビリ訓練などに使われています」との答弁がありました。

委員より「国保の特別会計への繰出金の約2億4,000万円はどういう根拠に基づいて出されているのか」との問いがあり、当局より「保険基盤安定繰入に1億5,585万円、出産一時金に532万円、そのほか繰入金として人件費2,912万円、物件費1,009万円、財政安定化支援事業1,284万円、保健事業775万円については軽減世帯や年齢構成などによりそれぞれ算定ルールに基づいて算出しております。さらに、市独自のものとして、保険財政基盤強化分として2,000万円を加算しています」との答弁がありました。

委員より「放課後児童対策事業は生涯学習推進費の中にも出てくるが、その内容は」との問いがあり、当局より「児童福祉総務費にある放課後児童対策事業費は厚生労働省の所管の事業で、昼間保護者のいない家庭の小学生に授業終了後などに遊びや生活の場を提供する学童クラブの運営費です。生涯学習課担当の放課後子供教室推進費は、夏休み中の事業に係る経費です」との答弁がありました。

委員より「災害救助費について寒河江市に避難して受給している方は小学生24名、中学生5名と聞いているが、寒河江市単独で支出しているのか」との問いがあり、当局より「山形県被災児童生徒就学支援事業補助金として補助率100%の交付を受けています」との答弁がありました。

委員より「今、想定外の災害が至るところで発生しているが、そのようなときの指導はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「防災訓練時に災害ボランティアセンターの設置訓練を行ったり、運営協力者の養成研修会などを開催しています」との答弁がありました。

委員より「地域生活支援事業について、手話通訳者に対して171万6,000円の報酬とあるが、今嘱託の手話通訳者は1名か」との問いがあり、当局より「1名です」との答弁がありました。

委員より「高齢者寿祝い品の報償費はどのような内容か」との問いがあり、当局より「数え年100歳になった方に賀詞と10万円を差し上げており、昨年は16名でした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「食生活改善事業については食生活改善委員が120名いるが、どのような活動をし

ているのか」との問いがあり、当局より「ゆめタネ@さがえの会場で郷土食の試食会をしたり、伝承料理を伝えたり、介護予防に関しての健康づくり、幼稚園や保育所などを回って紙芝居や人形劇を活用しての食育や食生活改善活動に取り組んでいます」との答弁がありました。

委員より「自殺対策事業について、寒河江市内での自殺者は何人いるか」との問いがあり、当局より「平成26年度の数値がまだ公表されておらず、平成25年度は14名です」との答弁がありました。

委員より「主要排水路堆積物処理費負担金の内容は」との問いがあり、当局より「農業用水と排水路が一緒になっている箇所での泥上げなど土地改良区で処理している部分に対する負担金です」との答弁がありました。

委員より「島などにある特定廃棄物の放射能は6,800ベクレルに下がったことで一般廃棄物として処理できると思うが、国への申し入れはしているのか」との問いがあり、当局より「国で指定している以上、指定解除がないと基準値の8,000ベクレル以下でも一般廃棄物としては扱えません。県への要望事業として毎年取り上げていて、県からも国に要望してもらっているがまだ指定解除の通知をもらっていない状況です」との答弁がありました。

委員より「衛生費の特定不妊治療費の助成事業の対象件数が36件とのことだが、その効果は」との問いがあり、当局より「延べ36件、実人数にして19名で、出産に至った方は6名の32%と把握しています」との答弁がありました。

委員より「公害防止対策事業について、前年度と比較して川の水質は改善しているのか」との問いがあり、当局より「市内12カ所を年2回検査しているが、生活排水などにより水質値が変わるので変動があります」との答弁がありました。

委員より「自殺対策の報償費はカウンセラー

に支払うのか」との問いがあり、当局より「毎月1回心の相談ということで来ていただいている医師に支払っています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「土地改良区の水利賦課金について学校に水を取り込んでいるのは何のためか」との問いがあり、当局より「南部小学校と醍醐小学校のビオトープの水利費です」との答弁がありました。

委員より「小中学校の洋式トイレは、今後もっとふやす予定があるのか」との問いがあり、当局より「小中学校の未整備のところの洋式化を進めた後にノロウイルスなど対策として給食調理師用トイレの洋式化を考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保運営協議会の委員の選び方はどのようになっているか」との問いがあり、当局より「被保険者代表ということで、農業、商業、年金生活者から1人ずつ3名を選び、医師、歯科医師、薬剤師から1人ずつの3名、そして公益を代表する委員として町会長連合会と防犯協会寒河江支部、民生・児童委員から1人ずつ選んでいます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「健康診査等事業委託料553万1,246円ということだが、この健康診査の対象者はどのくらいか」との問いがあり、当局より「被保険者数6,903名から長期入院者と施設入所者を除いた6,456名を対象としています。そのうち、受診者は756名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「高齢者の虐待については、どのように把握しているのか」との問いがあり、当局より「寒河江市では直営で行っている地域包括支援センターに相談が寄せられたり、警察から虐待ではないかとの連絡を受け対応するケースがあり、年間10件くらいの相談があります。昨年、虐待と認められたのは3件です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「要介護と思い相談するが、審査のときは本人の状態がいつもよりよくなり介護度が低目に認定されてしまうことがあると聞いているが、そういうことはあるのか。また、調査時に1対1で話していると実態と合わない部分が出てくるので家人の話も聞けるようにできないか」との問いがあり、当局より「入院してい

る方の場合などは落ちついたときに調査に行くが、審査の段階で主治医の意見書等を参考に、より正確な審査がされていると考える。また、調査に行くときには家族も一緒のときに行くようにしているが、いつも忙しいとのことでお年寄り1人だけのときの訪問調査となるケースもあり、なるべく正確な状況でできるよう努力したいと思います」との答弁がありました。

委員より「介護認定審査会の委員には、ケアマネジャーも入っているのか」との問いがあり、当局より「72名のうち、医師が36名、歯科医師が18名、そのほかの中に保健師、看護師、ケアマネジャーなどが入っています」との答弁がありました。

委員より「新規審査を受けようとする方には、時間的配慮ができるのか」との問いがあり、当局より「基本的には申請してから1カ月以内に結果を出さなくてはならないことになっています。ただし、申請が多いときや主治医の意見書がなかなか出ないときなど延期になることがあり、そのときには本人に通知しています」との答弁がありました。

委員より「介護認定審査についての不服申し立てはできるのか」との問いがあり、当局より「山形県に介護保険審査会があり、そこに不服申し立てができる制度となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「医療費の未納分は」との問いがあり、当局より「未収金は総計1億9,723万7,805円でその内訳は現年度分が1億6,859万825円ですが、これは診療報酬については2月、3月分は翌々月に入金になりますので、実際の個人未収

金は26年度分は625万2,915円で過年度分は2,864万6,980円です」との答弁がありました。

委員より「過年度分の徴収状況とさらに入院して働けない人に払えといっても払えない場合は」との問いがあり、当局より「市立病院の未収金対応マニュアルに基づいて未収金を管理しています。一般の個人の未収金は段階に応じて回収方法をとっており、まず督促は請求後2カ月以後に納付になっていない方に督促状を送送しています。それでも未収の場合は催告状を送付し、2カ月後でも未納の方には強い文書の最終催告書を送付して処理に当たっています。特に、個人の多額になった入院費などについては、確実に支払う旨の確約書を取り交わしながら経済状況によって分割納付を促すなどして未収金の回収に当たっています。また、入院の保証人への支払いのお願いなども行ってまいります。未収金は流動資産であり、将来収入の見込まれる債権を不納欠損金として放棄するのは、財政的な理由からも患者負担の公平性の観点からも安易に実施すべきではないということで、これまでは行っていないが、今後につきましては貸倒引当金での処理や不納欠損処理をしているほかの病院の状況を調べて検討していきたいと思っています」との答弁がありました。

委員より「減価償却費の中に医療機器のリース料が減価償却とされているがその理由は」との問いがあり、当局より「平成26年度から公営企業会計制度の見直しでできた新規の項目であり、これまでは賃借料から支払っていましたが、固定資産の分割購入と同様の減価償却費として処理を行っています」との答弁がありました。

委員より「市立病院の厳しい経営状態を踏まえ、職員の意識改革などはどう行っているか」との問いがあり、当局より「経営改善のための平成24年から27年までの4年間のアクションプランを定めています。その1つに市民のニーズに応える初期診療の充実という項目があり、救

急患者は断らないとしています。実際、救急患者の受入数は、26年度1,287件で対前年比198件増加しています。また、経営管理委員会を毎月月末に開催し、病院事業経営上の数値の分析あるいは調査確認などの情報を共有し、経営状況を把握しています。さらに、院内に6つのプロジェクトを設け、目標値や実績値などを毎月グラフ化し、各セクション全体で見えるようにし、翌月の改善に向けて迅速に対応しています。医局の常勤医師にも入院患者数をふやしてほしいと要請しています。健康診断した後の精密検査なども予約なしで受診できるような胃カメラの診察枠を設けたり、大病院の県立中央病院や済生館などで大手術した患者の受け入れなども行っています」との答弁がありました。

委員より「病院窓口の電話の対応について」の問いがあり、当局より「窓口対応について接遇研修並びに電話対応研修を行っていますが、なお十分に気をつけてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第1号、認第5号、認第6号、認第7号及び議第53号を除く、認第2号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成26年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成26年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成26年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について及び認第10号平成26年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

6案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第53号平成26年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第1号平成26年度寒河江市一般会計

歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成26年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成26年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委

員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべき  
ものと決しました。

閉 会 午前10時45分

○阿部 清委員長 以上をもって決算特別委員会  
を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す  
るために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 木 村 寿太郎

決算特別委員会委員長 阿 部 清